

監 査 委 員

3年監査公表第13号

令和2年度に執行した監査の結果（令和3年3月30日及び令和3年4月28日の監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月14日

京都府監査委員 兎 本 和 久
同 北 岡 千はる
同 森 敏 行
同 小 林 裕 明

1 定期監査

監査の結果

【部局別】

(1) 知事直轄組織

会計課

(要望)

契約書で重要事項の記載漏れ等の不備が依然多いため、容易に不備に気づくよう基準様式の改善を検討されたい。また、契約書作成システムの導入、統合財務システムとの連携等による契約書作成の省力化・正確化や支出命令時の自動チェックが望まれる。

(措置の内容)

提案内容を踏まえ、記入又は削除が必要な部分の背景色を着色するなど、一層の注意喚起を

図ることとした。

また、契約書作成に係るシステム導入については、システム運用体制の確保が必要であるため今後の検討課題としたが、契約書の不備を防止するには、システム導入如何に関わらず、最終的には担当職員のチェックが必要となるため、適正な契約事務が行われるよう引き続き研修等を通じて指導・注意喚起を図ることとした。

(要望)

単独随意契約の要件は会計規則で限定列举され、金額要件は認められていないが、物品調達 の要領では5万円未満は単独随意契約が可能とされており混乱が生じている。少額単独随意契約の要件について会計規則で規定する等の整備を図られたい。

(措置の内容)

他府県の改正状況等を参考に改正内容を検討の上、令和3年度中を目途に会計規則等関係規程の規定整備を図ることとした。

(2) 総務部

入札課

(要望)

単独随意契約の要件は会計規則で限定列举され、金額要件は認められていないが、物品調達 の要領では5万円未満は単独随意契約が可能とされており混乱が生じている。少額単独随意契約の要件について会計規則で規定する等の整備を図られたい。

(措置の内容)

他府県の改正状況等を参考に改正内容を検討の上、令和3年度中を目途に会計規則等関係規程の規定整備を図ることとした。

(3) 健康福祉部

家庭支援課

(指摘)

補助金の交付決定事務が著しく遅延しているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項に係る要因等を確認するとともに、速やかな交付決定など適切な事務処理の徹底を図るための注意喚起を行った。

さらに、補助金申請手続きの手戻りをなくするため、申請書類等のわかりやすい記載事例の提示や制度改正等があった場合の周知方法など事務処理手順等の改善に取り組むとともに、交付申請書の受付後、遅滞なく交付決定を行うよう進捗管理に努めることを徹底した。

(4) 商工労働観光部

文化学術研究都市推進課

(指摘)

履行確認が適正にされていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに指定管理者と協議を行い、管理運営上適切な内容に基本協定書を変更するとともに、他の契約項目についても点検を実施し、契約内容と履行状況が異なるものがないことを確認した。

また、指定管理者との情報共有及び基本協定書に定める業務内容と作業実態の履行確認を徹底し、再発防止を図ることとした。

(5) 建設交通部

① 住宅課

(指摘)

府営住宅明渡し訴訟勝訴案件に係る損害賠償金の調定がされていないもの

(措置の内容)

監査終了後直ちに、令和元年度以降に提起した訴訟に係る損害賠償金について、退去により金額が確定したものの調定及び納入の通知を行った。

今後発生する損害賠償金及び令和元年度以前の訴訟に係る損害賠償金については、要領や事務フローを作成し各土木事務所へ周知の上、順次調定、請求を行うこととした。

② 水環境対策課

(指摘)

固定資産台帳管理システムの改修が遅延しているもの

(措置の内容)

固定資産台帳管理システムは、公営企業会計システムの一部の機能であり、システム構築時の不備についてのシステム運用しながらの改修に時間を要したが、令和2年度末までに改修が完了した。

今後は適切な対応を行うことにより、再発防止を徹底することとした。

(6) 農林水産部

京都林務事務所

(指摘)

発注担当者が完了検査を行っているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに所内会議において指摘事項を所員に対して周知し、適正な履行確認について徹底するとともに、検査員が適正に選定されているかについて、支出命令伺い時に「履行確認者チェックリスト」により担当者及び課長が確認を行い、再発防止を徹底することとした。

(指摘)

契約書が適正に作成されていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに契約案件ごとに契約要件を確認することを所内で周知、徹底するとともに、契約締結時の契約書の内容及び支出負行為登録内容が相違していないかについて、複数職員でチェックを行い、再発防止を徹底すること

とした。

(7) 広域振興局

丹後広域振興局

○ 丹後保健所

(指摘)

補助金額の確定事務が著しく遅延しているもの

(措置の内容)

監査の指摘を受けた後、令和2年度分については速やかに確定事務及び事業者への補助金支払を行った。

今後は事業者に不利益を生じさせないよう実績報告書の提出があった事業分から速やかに補助金額の確定事務及び支払処理を行うことにより、再発防止を徹底することとした。

2 財政的援助団体等監査

監査の結果

(1) 公益財団法人京都府丹後文化事業団

(指摘)

消費税及び地方消費税の申告を誤っていたもの

(措置の内容)

監査の指摘を受けて、公益財団法人京都府丹後文化事業団が申告内容を精査し再確認するとともに、税務署に相談し、指導を受けながら、修正申告書を提出し追加納付を行ったことを確認した。

税の申告にあたっては、消費税及び地方消費税の仕組みについて再確認し、税務署の税務相談等の活用や税理士等の専門家の助言を受けながら、適切に処理することで再発防止を徹底した。

(2) 株式会社けいはんな

(指摘)

契約と異なる内容で業務が履行されていたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに株式会社けいはんなに対し、指摘事項以外にも契約と異なる内容で業務が履行されていないか確認するとともに、業務実態に合わせるための変更契約を行った。

また、適正に業務が実施されるよう、契約内容等について複数職員によるチェックを徹底し、再発防止を図った。